

「利用条件」

- 1 当該許可の目的以外の用途で資料又は二次資料の成果品を使用しないこと。
- 2 資料を汚損、損傷又は亡失することのないよう善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
- 3 資料を汚損、損傷又は亡失したときは、すみやかに届け出てその指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償すること。
- 4 利用期間中返納を命ぜられたときは、直ちに返納すること。
- 5 公開・公表する場合は、収蔵機関名「もりおか歴史文化館収蔵」を明示すること。
- 6 出版物等の成果品がある場合は、2部提供すること。